

令和8年度入札契約制度説明会に係る質疑応答

	質 問	回 答
1	<p><u>内訳書について</u> 工事の内訳書で積算単価（物価資料）からの引用でない場合、業者による見積りを採用している場合は、単価を入札時の積算内訳書で参考資料として添付してほしい（適正に見積もりができないため）</p>	原則見積もり金額の事前公表は行いません。
2	<p><u>低入札価格調査制度について</u> 低入札価格で契約した場合、改正後は引き渡しまでの間は参加を制限されるようになっているが、工事が完成しているにも関わらず、担当者が変更設計をなかなかしない。</p>	低入札制度は総合評価方式のみとします。また、変更についても適正な時期に設計書の作成をするよう職員に指導していきます。
3	<p><u>低入札価格調査制度について</u> 「引渡しまでの間の市発注の工事等への参加制限」とは通常の入札ができないのか。低入札ができないのか。どちらなのか。</p>	低入札も通常の入札もできません。
4	<p><u>下請けの厳格化について</u> 下請について、施工体制台帳提出時に各会社の作業員名簿を提出させた上で本人確認を行ってほしい。違反があった場合の市としての処分を明示してほしい。</p>	すべての工事（直営含む）において監督員へ作業員名簿の提出をお願いします。本人確認は必要に応じて行います。また、違反があった場合は、基本的には指導を行います。指導を何回か受けても改善が見られなかった場合は必要に応じて処分を行います。
5	<p><u>週休2日の試行について</u> 週休2日について、公共性・近隣への配慮から少しでも工事を早めるために週休1日でもいいのでは。</p>	本制度の趣旨にもありますが、建設業界の労働環境改善や担い手確保のため必要です。
6	<p><u>週休2日の試行について</u> 週休2日できない場合の減額はいかがなものか。各会社で休日出勤の保証等が行われているはずだ。</p>	週休2日適用工事において、発注者指定型の工事は発注者があらかじめ補正係数を乗じた経費で設計しています。週休2日を実施できなかった場合は、補正係数を乗じた分だけ設計変更（減額）を行うため、実質当初の設計金額になります。